

兵庫県における自転車の安全対策の取り組み

～「歩行者・自転車分離大作戦」の推進～

兵庫県 県土整備部 道路保全課

1. はじめに

自転車は、児童から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用しており、駅周辺等での駐輪場整備、環境への配慮、健康志向の高まりや、最近では都市部を中心とした交通手段として注目を集め、これからも利用の進展が見込まれるところである。

そのような中、自転車利用を取り巻く各種課題に対する本県の代表的な取り組みについて、紹介するものである。

2. 「歩行者・自転車分離大作戦」の取り組み

本県では、自転車と歩行者の事故が増加していることなどを踏まえ、歩行者と自転車の通行空間の分離等の安全対策について、平成 24 年度から「歩行者・自転車分離大作戦（H24～25）」に重点的に取り組み、さらに、平成 26 年度からは、対策内容等を拡大し、「歩行者・自転車分離大作戦（H26～30）」に取り組んでいる。

(1) 「歩行者・自転車分離大作戦（H24～25）」

① 基本方針

歩行者と自転車の安全対策に向け、カラー舗装による視覚的分離や縁石等による物理的分離を鉄道駅周辺など自転車利用の多い路線で実施。（目標：2 箇年で 75km）

※その他、歩行者対自動車の事故多発路線や自動車交通量が多い通学路において、路肩のカラー舗装を実施。（目標：2 箇年で 125km）

対策内容と目標延長

単位：km

対策	道路構造	対策内容	カラー	目標
①	自転車歩行者道	歩道上の視覚的分離	ベージュ	52
②	自転車レーン	車道上の視覚的分離	ブルー	19
③	自転車道	車道上の物理的分離	ベンガラ	4
			小計	75
④	路側帯	路肩のカラー舗装	グリーン	125
			合計	200

② 対象地域

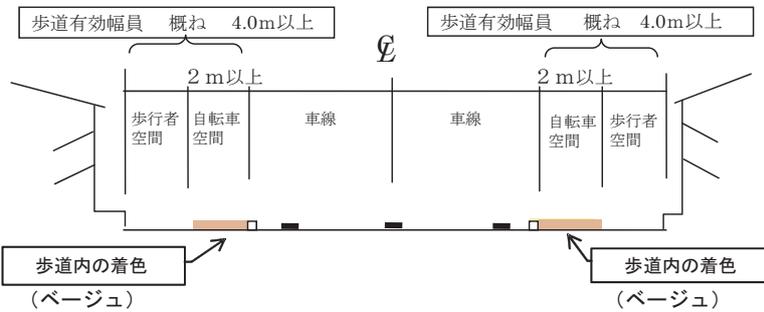
県下市町等で構成する「兵庫県自転車ネットワーク整備計画連絡会議」で位置づけた路線について、当面、事故の多い尼崎市、姫路市等 4 市を中心に分離対策を実施。

③ 対策内容

自転車の走行位置や規制が県民に分かりやすくなるよう、国、県警等と協議を重ね、本県独自のルールで3色に色分けしたパターンで整備を行った。

○対策①：歩道上の視覚的分離対策（自転車歩行者道）

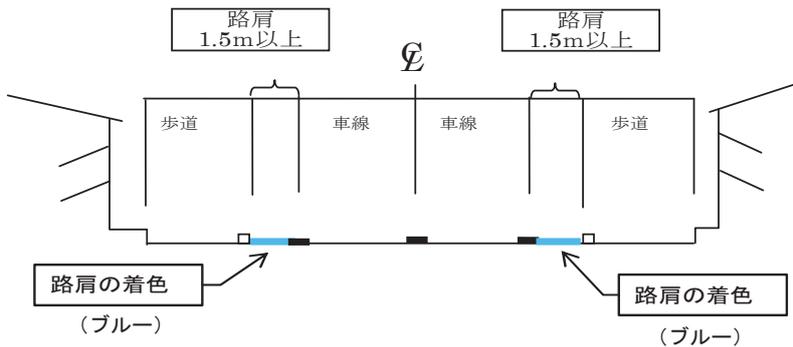
幅員が4m以上の歩道内に自転車通行空間（2m）をカラー舗装化（ベージュ）



〔通行方法〕・自転車は、歩道上を通行する時は、指定された部分を徐行
 ・歩行者は、自転車の通行すべき部分を避けた通行に努める

○対策②：車道上の視覚的分離対策（自転車レーン）

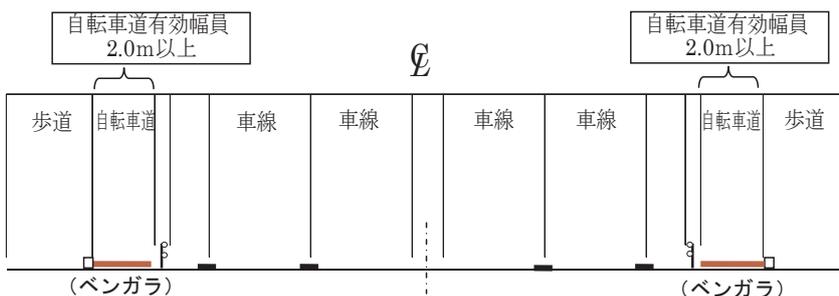
幅広路肩やリニューアルにより、路肩（1.5m以上）をカラー舗装化（ブルー）



〔通行方法〕・自転車は、指定された車両通行帯を通行しなければならない
 （自転車通行可の歩道上を通行することも可能）
 ・自転車レーン上は、一方通行（自動車と同じ方向に通行）

○対策③：車道上の物理的分離対策（自転車道）

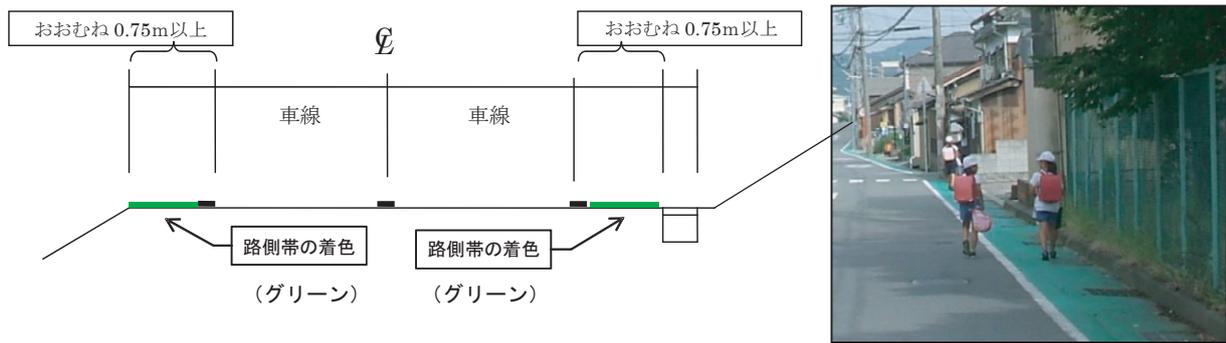
4車線を2車線への減少や道路改築で、自転車道（2.0m以上）を確保（ベンガラ）



〔通行方法〕・自転車は、自転車道を通行しなければならない

[参考：歩行者の安全対策] 対策④：歩行者と自動車の分離対策

事故が多い路線や自動車交通量が多い通学路において、歩道が不連続となっている区間を対象に、路側帯（概ね 0.75m 以上）をカラー舗装化（グリーン）



[通行方法]・自転車は著しく歩行者の通行を妨げることを除き、路側帯（歩道のない道路の路肩）を通行することができる

・自転車は、路側帯上を左側通行可能

④ 対策の結果

大作戦の実施に当たっては、県単独費を 2 億円 / 年充当するなど、重点的な整備を進めた結果、目標の 200km を上回る 204km の整備を達成した。

鉄道駅を中心とした自転車利用の多い路線で実施

単位：km

対策	道路構造	対策内容	カラー	計画	実施
①	自転車歩行者道	歩道上の視覚的分離	ベージュ	52	60
②	自転車レーン	車道上の視覚的分離	ブルー	19	14
③	自転車道	車道上の物理的分離	ベンガラ	4	5
小計				75	79

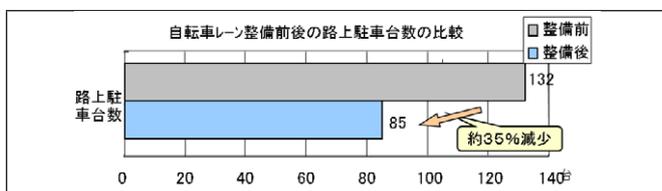
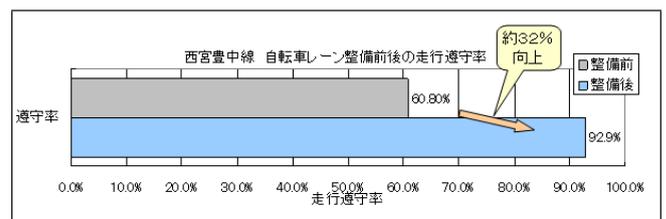
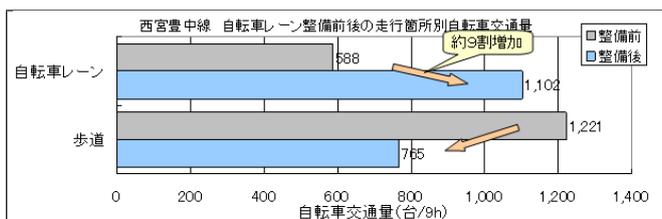
歩道の無い通学路等で実施

④	路側帯	路肩のカラー舗装	グリーン	125	125
合計				200	204

⑤ 対策の効果

自転車レーン整備箇所では整備前と整備後の調査を実施し、以下の効果が検証された。

- ・自転車の通行位置：歩道の走行 4 割減、自転車レーンの走行 9 割増
- ・自転車の走行方向遵守率：6 割から 9 割強に向上
- ・路上駐車台数：4 割減少



⑥ 特徴的な取り組み

i 車道を減少（4車線→2車線）させ、自転車道を整備

県道大阪伊丹線（尼崎市）は、自転車（3,468台/12h）、歩行者（1,807人/h）が非常に多いにもかかわらず、歩道幅が2.5mと狭小な歩道内を自転車と歩行者が輻輳し、自転車と歩行者との事故も多いことから、安全な通行空間の確保が望まれていた。

そのため、都市計画道路幅で整備された片側2車線の道路を片側1車線に減少、自転車道を整備することで、歩行者と自転車の分離を行い、安全な通行空間を確保した。



整備前



整備後

ii ハード対策とあわせたソフト対策の推進

自転車レーン等のハード整備とあわせ、交通管理者や教育委員会と連携し、様々な安全対策を実施した。

〔取組事例〕

- ・自転車道を設置した周辺の高校で、自転車通行マナーの登校指導を実施した結果、事故や苦情電話が大幅に減少
- ・自転車レーンを設置した周辺駅で自転車利用者等に対してビラを配布
- ・整備にあわせ、道路管理者で分かりやすい立看板等を整備



自転車レーン区間での立看板



登校時の指導

(2) 「歩行者・自転車分離大作戦（H26～30）」

① 基本方針

平成24,25年度の効果が大きく、県民ニーズも依然高いことから、平成26年度からは、5年間計画とし、対策内容等を拡大・実施している。（目標：5箇年で延長200km）

② 対象地域

平成 25 年度までの事故の多い 4 市を中心から、県下全域に拡大した。

なお、前回の大作戦では、一部の市町で対策可能な範囲のみでの取り組みであったことから、自転車対策がネットワーク化にならなかったことを踏まえ、今回の大作戦では、県下各市町の協議会で計画された路線の整備を行うこととした。

③ 事業内容

項	目	対策内容	目標
歩行者と自転車の分離対策	対策① 自転車歩行者道	拡) 幅員 3m 以上の自歩道で、自転車誘導のための注意喚起表示	200km
	対策② 自転車レーン	拡) 自転車の安全通行が確保出来る場合、カラー舗装の適用を 1.0m 以上の路肩も対象	
	対策③ 自転車道	4 車線以上の道路で車線数の減少や道路改築で、自転車道 (2m 以上) を確保	
歩行者と自動車の分離対策	対策④ 路肩のカラー舗装	拡) 通学路での路肩のカラー舗装に加え、学校、PTA から要望のある全通学路への拡大	



対策① 3m 以上での注意喚起表示

3. サイクリングロードの取り組み

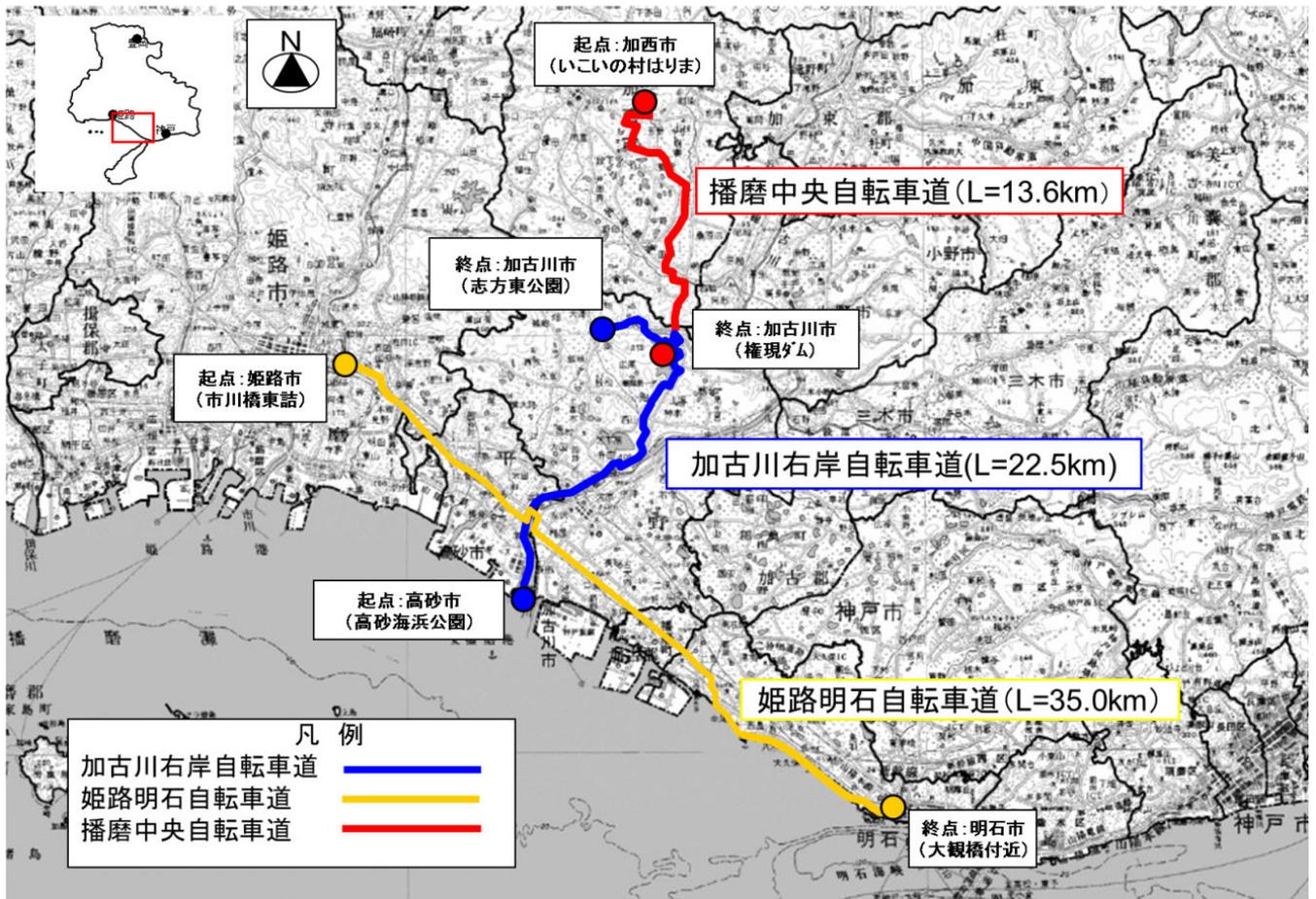
(1) 大規模自転車道

① 大規模自転車道の整備

大規模自転車道は、自然公園、名勝、観光施設、レクリエーション施設等を結び、あわせて自転車利用の増大に対処するため事業が開始された。県管理道路では、播磨地域を東西南北に都市部と地方部を結ぶ形で大規模自転車道 3 路線 (約 70km) が平成 26 年 11 月までに完成し、地域の交流に寄与している。

【県管理道路に係る大規模自転車道】

路線名 (経過市町)	一般県道 姫路明石自転車道線 (姫路市、高砂市、加古川市、播磨町、明石市)
延長 (事業年度)	約 35km ※うち専用部約 12km (昭和 49 ~ 60 年度)
路線名 (経過市町)	一般県道 加古川右岸自転車道線 (高砂市、加古川市)
延長 (事業年度)	約 23km ※うち専用部約 19km (昭和 61 ~ 平成 6 年度)
路線名 (経過市町)	一般県道 播磨中央自転車道線 (加西市、加古川市)
延長 (事業年度)	約 14km ※うち専用部約 8km (平成 7 ~ 26 年度)



姫路明石自転車道



加古川右岸自転車道



播磨中央自転車道
(平成 26 年 11 月供用)

② 大規模自転車道の利用促進に係る取り組み

大規模自転車道の整備にあわせ、さらに利用していただくために、以下のような利用促進策に取り組んでいる。

- ・鉄道と連携したサイクリートレイン：北条鉄道や神戸電鉄とのコラボにより、自転車をそのまま鉄道に持ち込んで移動させるサイクリートレイン事業を実施
- ・「チャリまちプロジェクト」の実施：自転車道の整備にあわせ、親子サイクリングの開催やレンタサイクル事業、ガイドマップ、サイン看板の作成等の利用促進事業を市で名付け、事業を実施
- ・サイクリングマップの作成：市民等に自転車で走ってみたいコースを募集するなど、観光施設等を分かりやすく記載したサイクリングマップを県や市で作成

(2) サイクリングアイランド淡路

海沿いの道路から美しい風景が楽しめる淡路島は、「淡路島ロングライド150」（淡路島を一周することから「アワイチ」と呼ばれている。）が毎年開催されるなど、サイクリングコースとして高く評価されている。

本県では、サイクリングアイランド淡路の実現に向け、サイクルラックや案内看板の整備やサイクリングマップの作成等に取り組んでいる。



海岸沿いを走るサイクリスト達



県で設置したサイクルラックや案内看板

4. 自転車に係る条例

本県では、自転車の安全対策の強化を図るため、交通安全部局において、有識者、自転車利用者、販売業者、保険関係者等で構成する「自転車の安全な利用等に関する検討委員会」を平成26年5月に設置し、さらに、専門部会で自転車保険の加入促進について検討を行った。

委員会では、①交通ルールの遵守とマナーの向上②自転車保険の加入促進③ヘルメット、反射器材の普及促進④自転車の通行環境の整備等に関する検討がなされ、県が自転車の安全利用等に関する条例を制定し、県民運動として取り組んでいくことが必要であるとの提言が平成26年12月にとりまとめられた。

現在、県では、検討委員会からの提言も踏まえ、歩行者、自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、全国初の自転車保険の義務化等を含んだ「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」の平成27年4月施行を目指している。

5. おわりに

多種多様な人が利用する自転車の安全対策は、非常に難しいものであり、全ての人が満足できる対策はないかもしれない。今回、紹介した県の対策も事故が全くなくなる訳ではないが、歩行者・自転車の快適で安全な通行環境を目指し、引き続き、市町等と連携しながら、ハード対策・ソフト対策を総合的かつ体系的に取り組んでいく。